

運動部活動に係る活動方針

秋田県立横手城南高等学校

基 本 方 針
【生徒】 ・自主性、協調性、責任感、連帯感を高め、豊かな人間性の陶冶を目指す 【教員】 ・生徒の個性や主体性を大切にし、競技力の向上を図る ・生徒の健康管理、事故防止、生徒の人権に配慮した指導を実践する ・ワーク・ライフバランスを意識した部活動指導を実践する

1 適切な運営のための体制整備

- (1)顧問は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所・休養日及び大会参加日等)を作成し、校長に提出する。
- (2)顧問は生徒・保護者に対して年度初めに年間活動計画を示すとともに、月間活動計画表を配付する。
- (3)管理職は部活動視察を定期的実施(月に2回程度)し、各運動部の活動内容の把握に努める。
- (4)校長は生徒や教員の負担が過度となっていると判断された場合は、すみやかに運動部活動顧問と面談を実施し、指導と是正を行う。
- (5)校長は複数配置及び外部指導者等の活用により、顧問の負担軽減を図る。
- (6)生徒の移動については、原則として公共交通機関を利用すること。とくに顧問が運転する自家用車等には生徒を同乗させないように努めること。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

- (1)顧問は自主的・自発的・積極的に取り組める効果的な練習内容を提示する。
- (2)顧問は生徒の健康観察を適切に行い、体調が優れない生徒については、活動内容を制限したり、休ませたりするなど適切に対応する。

- (3)顧問は活動中の事故対応に備え、保護者との連絡体制を整える。事故が発生した場合はすみやかに管理職へ報告する。
- (4)校長は施設設備の安全点検を実施し事故の未然防止に努める。
- (5)学校は顧問研修会等を実施し、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (6)学校は生徒及び顧問に対して心肺蘇生法や災害発生時の対応に関する研修会等を実施し安全に配慮した活動を目指す。

3 適切な休養日等の設定

- (1)平日の休養日は、各部活動ごとに設定する。学期中は、原則として平日は週当たり1日以上、土曜日及び日曜日は月2日以上休養日を設ける。
- (2)1日の活動時間は、長くとも平日は2時間30分程度、休業日は3時間30分程度とする。
- (3)部活動休養日に、大会参加等で活動した場合は、他の日に休養日を振り替えることとする。
- (4)長期休業中は、学期中の休養日の設定に準ずる。
- (5)定期考査1週間前および考査中は原則として活動を禁止とする。
 - ・大会等特別な事情により活動する場合は、特別練習許可願いを提出し管理職の許可を得ると同時に保護者の同意を得ること。またその活動は、可能な限り短時間で終わるように計画すること。
 - ・ここでいう大会とは高体連・高野連の主催または共催とする。
- (6)「銀杏の日」は、原則として活動休止日とする。
 - ・学校閉庁日は、原則として活動休止日とする。
- (7)屋外種目等については、インシーズンとオフシーズンを考慮し、年間単位で活動時間及び休養日を調整できるものとする。

4 参加する大会や練習試合等の見直し

学校は、教育上の意義や、生徒や顧問の過度な負担にならないように配慮し、各部の実情に合わせて参加する大会や練習試合等を精査する。

(付記) 本校の文化部・局・同好会活動に関しても、上記の活動方針に準じて実施する。